

令和7年度 後期高齢者医療保険料の計算方法

保険料額は、加入者全員が同じ金額を負担する「均等割額」と、個人ごとの総所得金額等^(※1)に応じて負担する「所得割額」との合計になります。

保険料額(年額)		均等割額		所得割額
最高限度額は80万 (10円未満切り捨て)	=	60,004円	+	(総所得金額等 ^{※1} －基礎控除額 ^{※2}) ×11.83%(所得割率)

※1 前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除額」、「給与収入－給与所得控除額」、「事業収入－必要経費」などの合計額で、各種所得控除前の金額です。

※2 合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円です。

令和7年度の保険料軽減

世帯の所得状況に応じて、均等割額を軽減します。

対象者の所得要件 (同一世帯 ^{※3} 内の被保険者および世帯主の 軽減対象所得金額 ^{※4} の合計額)	軽減割合 (軽減後の均等割額の年額)
43万円(基礎控除額) +10万円×(給与所得者などの数－1) ^{※5} 以下	7割 (18,001円)
43万円(基礎控除額) + 30.5万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者などの数－1) ^{※5} 以下	5割 (30,002円)
43万円(基礎控除額) + 56万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者などの数－1) ^{※5} 以下	2割 (48,003円)

※3 4月1日時点(年度途中で75歳になる人、県外からの転入者、障害認定による加入者などはその時点)の世帯が基準となります。

※4 基本的に総所得金額等と同額ですが、満65歳以上の人の公的年金については、「公的年金等収入－公的年金等控除額－特別控除額15万円」となります。また、事業専従者控除、分離譲渡所得の特別控除は適用されません。

※5 下線部の計算式は、同一世帯内の被保険者または世帯主が、給与所得または公的年金等に係る所得を有する場合に適用されます。

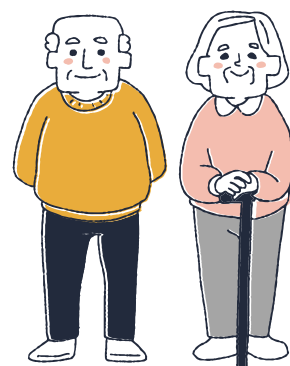
●後期高齢者医療制度に加入する前日まで、社会保険の被扶養者であった人

所得割額はかかりません。また、制度加入後2年間に限り、均等割額が5割軽減されます(軽減後の保険料：年額30,002円)。なお、均等割額が7割軽減に該当する人は、7割軽減が優先となります。

保険料額の通知について

保険料額の詳細については、7月中旬に送付予定の「令和7年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」でお知らせします。

☎ 住民課 国民健康保険係
☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線117)



後期高齢者医療についてのお知らせ



8月から資格確認書が変更または新しくなります

現在の被保険者証(保険証)または資格確認書の有効期限は、**7月31日(木)まで**です。

令和6年12月2日に保険証が廃止となり、新たに保険証を発行することができなくなりました。現在保険証をお持ちの人には、保険証に代わる資格確認書が交付されることになります。

8月1日(金)から使用できる資格確認書(紫色)は、有効期限が令和8年7月31日(金)までの1年間となっており、7月下旬までにお届けします^(※)。

7月31日(木)までに資格確認書(紫色)が届かない場合は、役場1階 住民課へお問い合わせください。



※後期高齢者医療制度においては、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、加入している皆さんに「資格確認書」が発行されます。マイナ保険証をお持ちの人はマイナ保険証または資格確認書のいずれかを使用して医療機関などを受診ください。

限度額適用認定証などが廃止となりました

保険証と同様に、限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証(認定証)も廃止となり、資格確認書に限度額適用区分を併記する仕組みに切り替わりました。

これにより、現在認定証をお持ちの人には限度額適用区分が併記された資格確認書が届きます。資格確認書に限度額適用区分の併記を希望する人は、資格確認書をお持ちの上、役場1階 住民課へお越しください。

被保険者証の自己負担割合をご確認ください

医療機関で受診する際の医療費の自己負担割合は、1割、2割または3割です。

毎年、前年中の所得をもとに、8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合の判定を行います。

同じ世帯の被保険者のいずれかの人の**住民税課税所得が145万円以上^(※)**である場合には、3割となります。

ただし、住民税課税所得が145万円以上であっても、次の1または2に該当する場合は、役場1階 住民課窓口へ申請すれば、自己負担割合は1割または2割となります。

1. 同じ世帯の被保険者が2人以上の場合

同じ世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満

2. 同じ世帯の被保険者が本人のみの場合(次の①または②に該当)

① 本人の収入が383万円未満

② 本人と同じ世帯の70歳から74歳までの人との収入の合計額が520万円未満

※住民税課税所得が145万円以上であっても、前年の12月31日現在において、被保険者が世帯主であり、かつ、同じ世帯に合計所得金額が38万円以下である19歳未満の世帯員がいる場合には、被保険者の住民税課税所得から、16歳未満は1人当たり33万円、16歳以上19歳未満は1人当たり12万円をそれぞれ控除した後の額で判定します。(この場合の届出は不要です)

なお、住民税課税所得が28万円以上145万円未満の2割負担の人にも同様の判定基準が適用されます。

※住民税課税所得が145万円以上であっても、昭和20年1月2日以降生まれの被保険者と同一世帯の被保険者全員の旧ただし書所得(総所得金額などから43万円を控除した金額)の合計額で判定します。(届出は不要です)